

## 介護保険

お問合せ  
福祉介護課介護保険係  
☎ 885-0340  
(内) 113・132

# 介護保険料の年金からの 天引き (特別徴収) について

介護保険料の納め方は、年金からの天引きで納める**特別徴収**と、納入通知書による窓口支払いや口座振替で納める**普通徴収**の2種類に分かれています。今回は、特別徴収についてご説明いたします。

### ● ● 特別徴収の対象者

受給している年金が年額18万円以上の方は、特別徴収の対象となります。ただし、次のいずれかの場合には介護保険料の一部または全部が一時的に普通徴収となりますのでご注意ください。

◎年度途中で介護保険料が増額になった場合 増額分が普通徴収になります。

◎年度途中で…65歳になった場合、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった場合、他の市区町村から転入してきた場合 特別徴収が開始されるまでは、普通徴収となります。

\*特別徴収は、その対象者として把握される月(偶数月)の概ね6カ月後から開始されます。

◎介護保険料が減額になった、年金が一時差し止めになった場合 普通徴収となります。

\*ただし、翌年4月に特別徴収対象者と把握されると、把握された年の10月から特別徴収が再開されます。

### ● ● 介護保険料「Q & A」

Q. 特別徴収から普通徴収に変更することはできますか？

A. 65歳以上の方の介護保険料の支払い方法については、介護保険法第135条により特別徴収が原則とされています。自分で納付方法を選択することはできません。

Q. 介護保険料は65歳になるとすぐに年金から天引きされるのですか？

A. 65歳になった直後や、他の市区町村から転入した直後は、年金からの天引きを行うことができません。これらの場合は、村と年金保険者との事務手続きが完了するまでの概ね6カ月間は納付書や口座振替により納付していただくこととなります。ご面倒をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

Q. 美浦村に転入して介護保険料の納付書が送られてきました。介護保険料は年金からの天引きで納めているのに、二重払いではないですか？

A. 現行の制度上、自治体間において、転入後すぐには年金からの天引きを引き継ぐことができないため、一時的に前住所地の自治体の特別徴収と、美浦村からの普通徴収が重複する場合があります。特別徴収(年金からの天引き)による過納があるときは、前住所地の自治体から通知されます。

## 臨時福祉給付金について

消費税率引き上げによる影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として、下記のとおり臨時福祉給付金が支給されます。詳しい受給要件については、広報みほ8月号とあわせて配布されるチラシもしくは役場ホームページをご確認いただくか、担当課までお問合せください。

給付の対象	基準日(平成27年1月1日)において美浦村に住民登録されている方のうち、平成27年度の住民税(均等割)が課税されていない方が対象です。 ただし、次のいずれかの場合は対象外となります。 ・住民税を課税されている方に扶養されている場合 ・生活保護制度の受給対象となっている場合
給付額	支給対象者1人につき6,000円(平成27年10月～平成28年9月までの1年分) ※平成26年度支給分は平成26年4月～平成27年9月分までの1年半分として算出されていました。
申請期間	8月31日(月)～12月25日(金)午前8時30分～午後5時15分まで
お問合せ	役場福祉介護課 臨時福祉給付金担当 ☎885-0340